

名張市子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て世帯の市外からの移住促進及び中古住宅等の活用促進を目的とし、市内の中古住宅等の改修工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、名張市補助金等の交付に関する規則(昭和44年規則第4号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 この要綱に定める中古住宅等のリノベーション等を実施する事業をいう。
- (2) 子育て世帯の移住者 1年以上市外に居住していた者であって、中古住宅等の所有者から当該中古住宅等を購入又は賃借し、この要綱の施行の日以後に当該中古住宅等にその養育する児童(15歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限る。)とともに居住することとなったもの(この要綱の施行の日以後に市に転入届を提出した者に限る。)をいう。
- (3) 中古住宅等 市内に存する新築ではない住宅又は建築物のうち、名張市空家等対策の推進に関する条例(平成27年条例第27号)第2条第1号に規定する空家等に該当するものをいう。
- (4) リノベーション等 市内に存在する中古住宅等を、住宅(店舗併用住宅等を含む。)として使用する上で、移住者のニーズに応じて多様なライフスタイルを実現するために必要な改修工事をいう。
- (5) 耐震基準 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章及び第5章の4に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準(平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして定める基準」)をいう。

(補助対象)

第3条 事業の補助対象は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 中古住宅等であること。
- (2) 補助対象者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。
  - ア 子育て世帯の移住者のうち、転入前にあつては第5条第2項の規定による補助金交付の決定の日の翌日から、工事が完了した日から起算して30日を経過する日までの間に転入届を提出する者
  - イ 子育て世帯の移住者のうち、転入後にあつては転入した日から6か月以内に交付申請を行う者

- ウ 子育て世帯の移住者と売買契約又は賃貸契約を交わした中古住宅等の所有者
- (3) 対象工事は、補助対象者が実施するリノベーション等で補助金の交付申請年度内に工事が完了するものであること。
- (4) 前号の工事に係る中古住宅等は耐震基準を満足するもの（当該事業のリノベーション等により耐震基準を満足する場合を含む。）であること。
- (5) 補助対象者（補助対象者が中古住宅等の所有者でない場合にあつてはその所有者を、中古住宅等が共有物である場合にあつてはその共有者を含む。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

2 前項第3号に規定する工事の補助対象は、次に掲げるもの以外のものとする。

- (1) 建物でない外構工事
- (2) 容易に取り外しができるものを設置する工事
- (3) 建設業者で調達しない設備機器等を設置する工事
- (4) 他の公的補助金、利子補給又は介護保険から支給される工事

3 第1項に規定する工事は、市内に本店、支店又は営業所を有する建設業者によるものでなければならない。

（補助金の額）

第4条 改修工事に係る1件当たりの補助額は、リノベーション等に要する費用（以下「補助基本額」という。）の3分の1以内とし、80万円（空き家バンク制度（名張市空き家バンク制度実施要綱（平成28年告示第75号）第2条第2号に規定する空き家バンク制度をいう。）を利用し、購入又は賃借をした中古住宅に係る改修工事にあつては、100万円）を限度とする。

2 前項に規定する補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金交付申請及び決定）

第5条 補助金の交付を受けようとする申請者（以下「申請者」という。）は、事業の実施前に、子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に確約書（様式第2号）、同意書（様式第2号の2）（補助対象者が中古住宅等の所有者でない場合又は中古住宅等が共有物である場合に限る。）その他別表1に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合において、申請に係る書類を審査の上、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による補助金交付の決定の際、申請者に必要な条件を別に定めることができる。

(計画の変更等)

第6条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業計画変更承認申請書(様式第4号)に別に定める関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 施工箇所及び施工方法の変更

(2) 補助申請額の変更

(3) 工期の変更

2 市長は、前項の申請を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業計画変更承認通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 申請者が、補助事業の中止又は廃止をしようとする場合は、子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業計画廃止(中止)届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第8条 申請者は、当該補助事業が完了したときは、子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業完了実績報告書(様式第7号)に別表2に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は事業の完了の日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(完了検査)

第9条 市長は、前条の規定による完了実績報告書等の提出があった後、必要があると認められる場合には、当該現場に立ち入り、検査を行うことができる。

2 市長は、前項の検査を行った結果、工事が適切に行われなかったと認められる場合において、当該申請者に対し、不適切な部分を改善するよう命ずることができる。この場合において、当該申請者が当該命令に従わないときは、市長は、第5条第2項の規定による決定を取り消すことができる。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、第8条第2項の規定により完了実績報告を受けた場合において、完了実績報告書等の書類を審査の上、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付確定通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 申請者は、前条の規定による確定通知を受けた日から起算して10日以内に子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金支払請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第12条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付月から起算して10年を経過する前に市外へ転出したとき。
- (2) この要綱に定める補助金の交付要件を欠くに至ったとき。
- (3) 偽りその他の不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (4) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令に違反したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に補助金を交付する者としてふさわしくないと認めたとき。

(補助金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、その取消しに係る補助金について、子育て世帯に対する中古住宅等リノベーション支援事業費補助金交付決定取消し兼返還命令書(様式第10号)により補助金の全額を期限を定めて返還を命ずるものとする。

(書類の整理等)

第14条 申請者は、補助金の収支に関する領収書等の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後10年間保管しなければならない。

(実施細則)

第15条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。